3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」、「技術提案（工事全般の施工計画）」及び「賃上げの実施を表明した企業」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の①、②の要件に該当する者のうち、⑵の総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。
①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
⑵　総合評価の方法
①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、評価値（入札参加者毎に、下記③及び④により与えられる「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値）をもって行う。
②　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を64点とする。
③　「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件（標準案）を実現できると認められる場合に100点を与える。
④　「加算点」は、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者について、下記㋐、㋑の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。
また、「施工体制評価点」は次の㋒の項目を評価して与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減じる場合がある。
㋐　技術提案（工事全般の施工計画）
㋑　賃上げの実施を表明した企業
㋒　施工体制（施工体制評価点）
⑶　評価の基準　⑵④㋐、㋑、㋒の評価項目の詳細は入札説明書による。
4　入札手続等
⑴　担当部局　〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　阿部　卓也　電話045―211―7413
⑵　入札説明書の配付期間、場所及び方法　入札参加希望者には、次の方法で入札説明書等を配付する。
㋐　入札情報サービスアドレス
https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/
「工事検索・入札公告等→入札公告等・工事検索条件指定→検索」
㋑　上記によりがたい場合は次の場所で配付する。
〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課　電話045―211―7413
配付期間：令和５年１月23日から令和５年４月12日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である14時00分）
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
提出方法：申請書および資料は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送等すること。なお、電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。
提出期間：令和５年１月23日から令和５年２月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。
発注者の承諾を得て持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）する場合の受付時間は９時30分から18時00分まで。
ただし、最終日は12時00分まで。
紙により持参又は郵送する場合の提出場所：上記⑴に同じ。
⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は入札書の提出期限までに必着で郵送等すること。
入札書の提出期限：令和５年４月12日14時00分。
紙により持参又は郵送する場合の提出場所：〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課調達係　電話045―211―7413
開札日時：令和５年４月17日９時40分
開札場所：関東地方整備局入札室
⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和５年３月10日から令和５年４月12日14時00分まで（利付国債の提供の場合は令和５年３月29日まで）
〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課　電話045―211―7413
持参又は郵送等により提出すること。
5　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　配置予定主任（監理）技術者の確認　落札決定後、工事実績情報システム等により配置予定の主任（監理）技術者又は技術指導者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、工事着手日１週間前を過ぎた日以降は、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術者の変更は認められない。新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う育児のため技術者がやむを得ず職務を継続できない場合、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合、工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合についても、やむを得ない場合に含むものとする。
病休等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、２⑸又は２⑹に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、申請した技術者を変更する場合は、契約日から工事着手日１週間前までに変更可能な他の技術者に係る申請書を提出し審査を受けなければならない。審査の結果、不適合となった場合は変更できない。
⑸　契約締結後のＶＥ提案等の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要